

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	はく落防止網撤去Aについて	はく落防止網撤去Aについて上部工は固定足場内施工、下部工は移動足場内施工と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	図面42/117について	図面表記は川崎高架橋下りP7-P8となっているが、数量表は川崎高架橋下りP6-P7となっております。 図面表記が正と思われますが、その場合、下りP6-P7の図面及び数量表がありません。 P6-P7は、はく落防止対策工の施工範囲となっているが断面修復工・ひび割れ注入工は無いと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	図面表記P7-P8を正としてお考えください（数量表に記載の数量は、P7-P8を示しています）。なお、川崎高架橋下りP6-P7は、断面修復工・ひび割れ注入工の計画はありません。
3	はく落防止施工済み箇所の断面修復工について	はく落防止工が施工済みとなっている範囲に、断面修復の数量が計上されております。 (例：下り線P54-P55 図面7/112、図面58/117) これは、既設はく落防止を撤去して断面修復を行うものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりです。
4	経費区分について	本工事における、工種区分は橋梁下部、修繕でよろしかったでしょうか。ご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社の施工計画に基づき計上してください。

5	特記仕様書 1-4 施工地域区分について	本工事における、施工地域区分は 一般交通影響あり（1）となりますでしょうか。もしくは、市街地となりますでしょうか。ご教示ください。	積算に関することはお答えできません。施工地域区分は特記仕様書に示すとおりであり、貴社の施工計画に基づきお考えください。
6	17-（29）断面修復工A-2に関して	断面修復工A-2に関する、移動足場の費用については、割掛け項目の断面修復工欄に計上がありません。そのため、目的物工事内 単価項目に含まれるものと考えてよろしかったでしょうか。	割掛け対象表に示す割掛け先契約項目は、主要な単価項目に計上しているものです。そのため、貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。
7	特記仕様書5-（4） 電力、通信施設関係 10-5-3 架空線等上空施設の確認等 10-6 保安に関する費用について	本工事施工箇所には、架空線及び光ケーブル信号施設等が多数添架されており、その防護費用は各単価項目に含めるものとするに記載がありますが、防護方法はどうか。ご教示ください。また、計上単価項目をご教示ください。	架空線等の防護は軽微な防護を想定しており、軽微な防護は諸経費に含まれます。また、貴社の施工計画に基づき、更に必要な防護を考える場合は、関連する単価項目に計上してください。
8	金抜設計書 項目番号 特-（5）伸縮装置補修工A,B	左記、項目に関する図面が2枚しかなく詳細が不明です。既設遊間の状況によっては、施工ができない可能性がございます。その場合は別途協議の対象となりますでしょうか。施工内容、詳細な図面、数量等提示いただき、ご教示ください。	図面に示す遊間量では施工可能と考えます。ただし、特記仕様書17-12-4「施工」に示すとおり、遊間に変更が生じる場合等については、変更協議の対象となります。